

契 約 書

佐賀県（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、佐賀県庁新館等清掃業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、佐賀県庁新館等に係る次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 日常清掃
- (2) 定期清掃
- (3) 特別清掃

（実施場所）

第2条 実施場所は、仕様書のとおりとする。

（委託期間）

第3条 委託業務の委託期間は、令和8年10月1日から令和10年9月30日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、●●●円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額●●●円）とする。

2 なお、各年度の支払額は、下記のとおりとする。

令和8年度

区分	支払金額
10月～3月	金●●●円
（うち消費税額及び地方消費税額）	金●●●円

令和9年度

区分	支払金額
年額	金●●●円
（うち消費税額及び地方消費税額）	金●●●円

令和10年度

区分	支払金額
4月～9月	金●●●円
（うち消費税額及び地方消費税額）	金●●●円

（委託料の支払い）

第5条 委託料の支払いは、月払いとし、甲は、毎月、業務を終了した旨の通知を受けた日から10日以内に検査し、その検査に合格した後、乙が提出する適正な請求書に基づき30日以内にその区分に応じた支払金額を乙に支払うものとする。

2 前項に規定する月払額については、下表のとおりとする。

別添資料 4

区分	支払金額
令和●年●月から 令和●年●月まで	金●●●円
令和●年●月から 令和●年●月まで	金●●●円

(契約保証金)

第 6 条 契約保証金は、佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号により免除する。

※低入札のとき

第 6 条 契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(委託業務の実施)

第 7 条 乙は、委託業務を甲が別に定める仕様書に基づき実施しなければならない。

(再委託の禁止)

第 8 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第 9 条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、委託業務の実施にあたり知り得た秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(作業員)

第 11 条 乙は、本契約を履行するために、当該業務の仕様書で定める要件により乙の職員（以下「作業員」という。）を配置するものとする。

2 乙は、作業員についての服務、規律維持等に関しては、一切の責めを負う。

(作業責任者)

第 12 条 乙は、業務の実施に関し、その運営、管理をつかさどるために、定期清掃及び特別清掃実施時並びに必要な場合に配置する、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 7 条第 1 項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する作業責任者を定め、甲に書面をもって通知するものとする。

(第三者による清掃業務の評価)

第 13 条 甲は必要と判断した場合は、甲が指定する外部の専門の評価員による品質評価を行うことができる。評価員及び実施時期については甲が定める。

(賠償責任)

第 14 条 作業員が委託業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。委託業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙の委託業務の処理が不十分と甲が認め、甲の指示にもかかわらず改善が見られないと甲が認めたとき。

別添資料4

(3) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、または次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。

3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、委託契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（遅延利息の徴収）

第16条 乙の責に帰すべき事由により、乙が第前条第3項の規定に基づく違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。

2 甲の責に帰すべき事由により、甲が第5条の規定による契約代金を指定の期間内に支払わない時は、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を請求することができる。

（費用の負担）

第17条 この契約締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（特約条項）

第18条 この契約は、地方自治法第234条第3号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（協議）

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

別添資料4

令和8年 10月 1日

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県総務部資産活用課長 川崎 まり子

乙